

報道関係者各位

令和8年4月6日

## 入札参加停止措置について

- ・業者名 東洋シャッター株式会社  
(所在地) (大阪府大阪市中央区南船場2-3-2)
- ・停止期間 令和8年4月7日～令和8年7月6日
- ・停止措置の理由 上記の者は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していたとして、令和8年2月24日に近畿地方整備局から建設業法第28条第3項による営業停止命令を受けた。

### 措置要件

○舞鶴市入札参加停止に関する要綱

(入札参加停止等)

第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じて別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。

### 別表第2(第3条)

贈賄、不正行為等に基づく停止基準

	措置要件	期間
8 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法(昭和24年法律第100号)に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	(2) 建設工事の施工に関して、建設業法に違反し、監督処分を受けたとき。	ウ 府外工事等における違反 3月



まち  
この舞鶴に  
北陸新幹線を。

舞鶴市 契約課(担当: 工原)  
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044  
TEL:0773-66-1065、FAX:0773-62-9894  
E-mail:keiyaku@city.maizuru.lg.jp